

行橋市指名停止等措置要綱

平成19年7月31日告示第77号

最終改正 令和4年3月1日告示第14号

(趣旨)

第1条 行橋市が発注する業務（以下「市発注業務」という。）に関し、建設業者又は物品業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 行橋市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載された者をいう。
- (2) 物品業者 行橋市物品等供給契約競争入札参加有資格者名簿に登載された者をいう。
- (3) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する業務をいう。
- (4) 物品購入等 市発注業務のうち、建設工事等を除く一切の業務をいう。
- (5) 役員 法人の会長、取締役、監査役、支店長及び営業所長をいう。
- (6) 使用人 役員以外の常用雇用者をいう。
- (7) 部長等 総務部長及び市発注業務を所掌する部の部長をいう。
- (8) 主管課長 行橋市工事請負業者選考委員会（行橋市工事請負業者選考委員会要綱（昭和52年5月行橋市告示第24号）に定めるものをいう。以下同じ。）の庶務を担当する課の課長をいう。
- (9) 課長等 各部の課（室）長又は出先機関の長をいう。
- (10) 契約担当者 市長又は市発注業務に係る契約の締結権限の委任を受けた職員をいう。
- (11) 指名停止 市発注業務に係る契約のための指名競争入札に関し、期間を指定して指名しない措置をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、建設業者又は物品業者が別表第1から別表第3までに規定する措置要件のいずれかに該当するときは、第14条に規定する指名停止委員会（第14条に規定するものをいう。以下同じ。）の審議を経て、当該建設業者又は物品業者に対して、情状に応じ、同表の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

- 2 前項の規定により市長が指名停止を行ったときは、行橋市工事請負業者選考委員会は、市発注業務に係る契約の入札指名において、当該指名停止に係る建設業者又は物品業者を指名してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該指名停止に係る建設業者又は物品業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。
- 4 契約担当者は、契約締結前において、落札決定者である建設業者又は物品業者に対して第1項の規定による指名停止措置が講じられたときは、その者を契約の相手方としてはならない。

(下請負人等及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、指名停止委員会の審議を経て、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、当該下請負人に対する指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合で、当該物品業者からその全部又は一部の再委任を受けたもの（以下「復受任者」という。）が当該指名停止の理由となった事実について責めを負うべきことが明らかになったときは、指名停止委員会の審議を経て、委任者の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、復受任者に対する指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、指名停止委員会の審議を経て、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、当該共同企業体の構成員である建設業者（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）に対する指名停止を併せて行うものとする。

4 市長は、前条第1項又は前3項の規定による指名停止に係る建設業者又は物品業者を構成員に含む共同企業体に対して、指名停止委員会の審議を経て、当該指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 建設業者又は物品業者が一の事案により別表第1から別表第3までに規定する措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 建設業者又は物品業者が次の各号のいずれかに該当する場合の指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第1から別表第3までに定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは1.5倍）の期間とする。この場合において、指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第1から別表第3までに定める長期を超えてはならないものとする。

(1) 別表第1又は別表第2の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第1又は別表第2の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2（10の項から13の項までを除く。）に規定する措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表に規定する措置要件（10の項から13の項までを除く。）に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、建設業者又は物品業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1から別表第3まで並びに前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、建設業者又は物品業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1から別表第3まで並びに第1項の規定による長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間にある建設業者又は物品業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極

めて悪質な事由が明らかになったときは、指名停止委員会の審議を経て、別表第1から別表第3まで並びに前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。

- 6 市長は、指名停止の期間にある建設業者又は物品業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、指名停止委員会の審議を経て、当該建設業者又は物品業者に対する指名停止を解除するものとする。
- 7 別表第3の1の項から3の項までに規定する措置要件により指名停止を行った場合は、当該指名停止の期間を経過する時点において、指名停止措置の措置要件に該当するかどうかについて、福岡県警察本部に確認を行うものとする。
- 8 前項の規定により該当している旨の通知があったときは、指名停止委員会の審議を経ることとし、別表第3の期間の欄に定めるところにより、当該建設業者又は物品業者に対して、期間を指定した上で指名停止を行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、建設業者又は物品業者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為があった場合で、第3条第1項の規定により情状に応じて、別表第1から別表第3までに定める指名停止を行う場合の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号の定めるところによる。

- (1) 談合情報を得た場合又は行橋市の職員（特別職を含む。以下同じ。）が談合を疑うに足りる事実があり、かつ、建設業者又は物品業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、別表第2の4の項又は7の項に該当したとき それぞれ当該各項に定める長期の期間
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各公共事業発注機関の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになった場合で、建設業者又は物品業者に当該関与行為に関して、別表第2の4の項から6の項までに該当する悪質な事由があるとき（前号に該当する場合は除く。） それぞれ当該各項に定める短期に1月加算した期間
- (3) 行橋市又は他の公共機関の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は談合（同法同条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、建設業者又は物品業者に当該職員の容疑に関して、別表第2の7の項から9の項までに該当する悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当する場合は除く。） それぞれ当該各項に定める短期に1月加算した期間

(部長等に対する指名停止の通知)

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により指名停止を行った場合、第5条第5項の規定により指名停止期間の変更を行った場合又は同条第6項の規定により指名停止を解除した場合は、指名停止決定（変更・解除）通知書（様式第1号）により、関係部長等へ通知するものとする。

(建設業者又は物品業者への通知)

第8条 市長は、第3条第1項又は第4条の規定により指名停止を行った場合は指名停止通知書（様式第2号）により、第3条第3項の規定により指名を取り消した場合は指名取消通知書（様式第3号）

により、指名停止期間の変更を行った場合は指名停止期間変更通知書（様式第4号）により、第5条第6項の規定により指名停止を解除した場合は指名停止解除通知書（様式第5号）により、当該建設業者又は物品業者に対して遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が市発注業務に関するものであるときは、当該建設業者又は物品業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止の公表)

第9条 市長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により指名停止を行った場合又は第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更した場合は、指名停止措置状況書（様式第6号）を情報コーナーにて閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載し公表するものとする。

(不正行為等の報告)

第10条 課長等は、その所管する市発注業務に関し、別表第1から別表第3までに規定する措置要件に該当する事案が生じたときは、速やかに不正行為等報告書（様式第7号）により、主管課長を経て、市長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 契約担当者は、指名停止の期間にある建設業者又は物品業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特許権の設定された工法等を使用しなければならない場合、特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品を購入する場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第12条 契約担当者は、指名停止の期間にある建設業者又は物品業者が市発注業務の全部若しくは一部の下請（全ての下請を含む。）若しくは受任（復受任を含む。）又は市発注業務の資材若しくは原材料の購入契約等の相手方となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 市長は、第3条第1項又は第4条の規定による指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者又は物品業者に対して、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止委員会の設置)

第14条 市長が建設業者又は物品業者に対して行う指名停止については、行橋市工事請負業者選考委員会を指名停止委員会として審議するものとする。

(回議)

第15条 指名停止委員会に付すべき事案であるにもかかわらず、会長が急施を要するため委員会に付議する暇がないと認めるときは、過半数の委員に回議し、会長が決定することをもって前条の審議に代えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行橋市指名停止等措置要綱の規定は、平成19年8月1日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお、従前の例による。

附 則（平成24年3月30日告示第42号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月12日告示第9号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月1日告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月1日告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第6条、第10条関係）

福岡県内において生じた事故等に基づく措置基準

分類	措置要件	期間
1 虚偽記載	市発注業務に係る競争参加資格確認申請書、入札参加資格審査申請書その他関係資料（記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をし、市発注業務に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
2 過失による粗雑な契約履行	市発注業務の施工又は履行に当たり、過失によりその施工又は履行を粗雑にしたと認められるとき（ ^{かし} 瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
3	市発注業務以外の業務（以下「一般業務」という。）の施工又は履行に当たり、過失により当該業務の施工又は履行を粗雑にした場合において、 ^{かし} 瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
4 契約違反	2の項に掲げる場合のほか、市発注業務の施工又は履行に当たり、契約に違反し、市発注業務に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
5 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	市発注業務の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
6	一般業務の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
7 不適切な安全管理措置により生じた契約関係者の事故	市発注業務の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとして認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
8	一般業務の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内

別表第2（第3条、第5条、第6条、第10条関係）

贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

分類	措置要件	期間
1 贈賄	建設業者若しくは物品業者である個人又は建設業者若しくは物品業者の役員若しくはその使用人が行橋市（行橋市の設立に係る公社を含む。以下同じ。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18月以上24月以内
2	建設業者若しくは物品業者である個人又は建設業者若しくは物品業者の役員若しくはその使用人が福岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12月以上18月以内
3	建設業者若しくは物品業者である個人又は建設業者若しくは物品業者の役員若しくはその使用人が福岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内
4 独占禁止法違反行為	市発注業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注業務に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から18月以上24月以内
5	福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した建設工事等又は物品購入等に係る契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注業務に係る契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から12月以上18月以内
6	福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した建設工事等又は物品購入等に係る契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注業務に係る契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内
7 競売入札妨害又は談合	市発注業務に関し、建設業者若しくは物品業者である個人又は建設業者若しくは物品業者の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18月以上24月以内

8	福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した建設工事等又は物品購入等に係る契約に関し、建設業者若しくは物品業者である個人又は建設業者若しくは物品業者の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12月以上18月以内
9	福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した建設工事等又は物品購入等に係る契約に関し、建設業者若しくは物品業者である個人又は建設業者若しくは物品業者の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内
10 建設業法違反行為	市発注の建設工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
11	九州地域内において、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前項に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1月以上9月以内
12 不正又は不誠実な行為	別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市発注業務に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
13	別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、建設業者又は物品業者である個人又は建設業者又は物品業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を宣告され、市発注業務に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

別表第3（第3条、第5条、第6条、第10条関係）

暴力的組織等に対する措置基準

分類	措置要件	期間
1	<p>次のいずれかに該当するものとして福岡県警察本部から通知があり、市発注業務に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 計画的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。</p> <p>(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。</p>	当該認定をした日から36月
2	<p>次のいずれかに該当するものとして福岡県警察本部から通知があり、市発注業務に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>(2) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約若しくは受任契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。</p> <p>(4) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。</p> <p>(5) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。</p> <p>(6) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。</p>	(1)～(5)については、当該認定をした日から24月とし、(6)については、当該認定をした日から18月
3	<p>2の項に規定する場合において、役員等又は使用人が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）の規定による罰金刑を宣告されたとき（2の項のいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。</p>	当該認定をした日から36月

4	市発注業務に関し、暴力的組織若しくは構成員等から不当介入を受け、又は不当介入による被害を受けたにもかかわらず市に報告せず、若しくは所轄の警察署に届出なかったとして福岡県警察本部から通知があり、市発注業務に係る契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 4月
---	--	------------------

殿

行橋市長

指名停止決定 (変更・解除) 通知書

商号又は名称	本 社		支店等 の名称	
代表者氏名	代表者 氏 名		支店長 等氏名	
主たる業種 許可番号等	許可番 号 等	大臣 知事 号 (年 月 日)	業 種	
			指名資 格名簿	
会社所在地	本 社 店		支 店 営業所	
関係業務名				
業務場所				
指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月間)			
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月間)			
解除年月日	年 月 日			

(指名停止の理由)

(措置基準別表第 の の項該当)

第 号
年 月 日

住 所

商号又は名称 殿

代表者氏名

行橋市長

指 名 停 止 通 知 書

この度の貴社（殿）の行為は、市発注業務の としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後市が発注する全ての業務において、下記のとおり貴社（殿）の指名を停止することにしたので通知します。

なお、貴社（殿）が現在施工し、又は履行している市発注業務がある場合は、工期内にこれを完全竣工し、又は完全履行するため、格段の努力をされるよう申し添えます。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで（ 月間）

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住 所

商号又は名称 殿

代表者氏名

行橋市長

指 名 取 消 通 知 書

先に、 について、 年 月 日 第 号をもって
貴社（殿）に指名通知をしたところではありますが、今回貴社（殿）の指名停止の決
定があり、指名を取り消したので、通知します。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住 所

商号又は名称 殿

代表者氏名

行橋市長

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知したところですが、この度当該指名停止の期間を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 従前の指名停止の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 変更後の指名停止の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 変更の理由

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住 所

商号又は名称 殿

代表者氏名

行橋市長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知したところですが、この度当該指名停止を解除したので通知します。

	年	月	日
課名：	部		課
内線：			

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者：住所

商号又は名称

2 指名停止の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
(カ月間)

3 事実概要：

4 指名停止の理由：

【指名停止等措置要綱 別表第 の の項該当】

措 置 要 件	期 間

課 (室) 長

不正行為等報告書

商号又は名称	本 社		支店等 の名称	
代表者氏名	代表者 氏 名		支店長 等氏名	
主たる業種 許可番号等	許可番 号 等	大臣 知事 号 (年 月 日)	業 種	
			指名資 格名簿	
会社所在地	本 社 店		支 店 営業所	
関係業務名				
不正行為等 発生年月日				
不正行為等 発生場所				

(不正行為等の内容)

(注) 新聞報道その他参考資料を添付すること。